

「インフルエンザ出席停止期間」 早見表

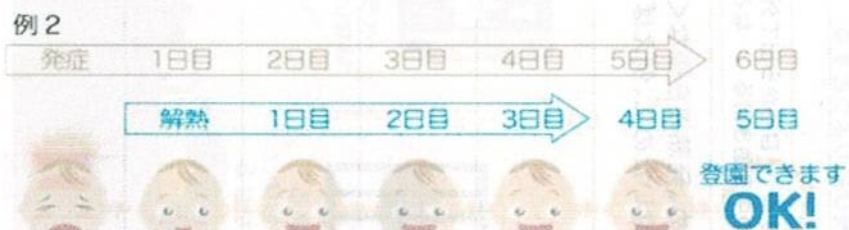
◆ 幼稚園・保育園児の場合

下記の2つの条件を両方、満たさないといけません。

- ①発症後5日が経過していること
- ②解熱後3日が経過していること



この場合、発症後6日目に登園できます。



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登園できます。



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後3日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後7日目に登園できます。

※ 発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（発熱等）が始まった日です。

◆ 小学生以上の場合

下記の2つの条件を両方、満たさないといけません。

- ①発症後5日が経過していること
- ②解熱後2日が経過していること



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後2日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後7日目に登校できます。

インフルエンザの

患者さん・ご家族・周囲の方々へ

インフルエンザにかかった時は、飛び降りなどの異常行動をおこすおそれがあります。

特に発熱から2日間には要注意！

窓の鍵を確実にかけるなど、異常行動に備えた対策を徹底してください。

●異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

インフルエンザの患者さんでは、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。

異常行動は、①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する)
②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

異常行動の例



突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る など

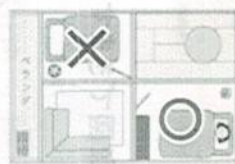
万が一の転落等の事故を防止するため、発熱から少なくとも2日間は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のような対策を講じてください。



玄関や全ての部屋の窓を確実に施錠する
(内鍵、チェーンロック、補助錠がある場合は、その活用を含む)



窓に格子のある部屋がある場合は、その部屋で寝かせる



ベランダに面していない部屋で寝かせる



一戸建てにお住まいの場合は、できる限り1階で寝かせる